

『都市計画調査委員会議事速記録 附 特別委員会会議録』

内務省都市計画課 [編]

1919年 A5判/273頁・361頁 図書番号 OB-0462

1918（大正7）年3月17日、内務大臣後藤新平は、日本全国に適用する初の都市計画法案を作成するために、都市計画調査会を設置する予算案を国会へ提出した。予算案は承認され、5月22日に都市計画調査会は発足した。

それ以前の日本には1888（明治21）年公布の東京市区改正条例があったが、これは首都である東京だけを対象にした法令であった。その後、明治後半から大正初期にかけて日本の産業は急速な発展を遂げたが、それに伴い都市部への急激な人口集中が進み、既成市街地では住宅密集化や衛生状態の悪化、郊外地では道路のない農地に工場や住宅が雑然と立ちならぶといった無秩序な開発が進んでいた。

内務省ではこうした状況に対応すべく、東京以外の5大都市にも東京市区改正条例を準用すること、市域内に限定されていた市区改正事業を市域外にも適用できるように改正をする一方で、全国の都市の本格的な改造をめざして都市計画法の制定に着手した。

都市計画調査会は内務大臣を会長とし、委員として各省高官のほか、調査会の設置を提唱していた建築家の片岡安、同じく建築家の佐野利器、大阪市助役の関一らを加え、幹事には池田宏初代都市計画課長が就任した。7月8日には第1回本委員会が開かれ、都市計画の基本政策やその財源、都市計画法・市街地建築物法の両法案を審議することが確認された。以後12月までに4回の本委員会と調査要綱特別委員会を1回、両法案特別委員会を7回の計12回の会合を開き、翌1919（大正8）年11月には市街地建築物法施行令案特別委員会を2回開いている。

調査会の重要な課題である都市計画事業の財源について、当初は土地増価税・改良税・間地税や、都市計画事業に対する国庫補助などが提案された。国庫補助については、これを必要だとする池田宏と強く反対する大蔵省委員の激しいやりとりの末、大幅に後退した表現となり、土地増加税・間地税は別に勅令をもって定めるとされた。受益者負担金である改良税のみが答申に明記されることとなった。両法案が1919（大正8）年に成立した時には国庫補助、土地増価税・間地税は完全に姿を消し、受益者負担金だけはそのまま残ることになった。

このほか両法律では、都市計画事業の決定権限については、都市計画委員会の議を経て、内務大臣が決定して内閣の認可を受けるとされた。また、新しい都市計画技術として土地区画整理、建築線制度、地域地区制が導入された。区画整理は、自治体ではなく土地所有者が、組合をつくって行うことを基本にして、市街地ではなく郊外の農地などに適用されていた耕地整理法を準用するとされ、国庫補助も出ないものであった。用途地域制は、住居、商業、工業の3区分のみであり、工業地域や未指定地域では用途制限がほとんどないとされたほか、都市計画法適用都市において必ず用途地域を指定しなければならないということでもなかった。

こうした特徴はその後の長い間、わが国の都市計画に影響を与え続けたと言われる。本速記録は、法案作成過程を詳細に伝える貴重な資料であり、今も多くの研究者に読まれ続けている。

（田村靖広・市政専門図書館司書課長）